

【新設】(公益法人等の従業員の範囲)

42の12の5-1の2 資本金の額又は出資金の額が10億円以上である公益法人等について、措置法第42条の12の5第1項の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以上であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。

【解説】

- 1 令和4年度の税制改正において、措置法第42条の12の5第1項の措置は、法人の事業年度終了の時ににおいて、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、マルチステークホルダー方針についてインターネットを利用する方法により公表し、確定申告書等に経済産業大臣のその法人がマルチステークホルダー方針を公表していることについて届出があった旨を証する書類の写しを添付したときに限り適用を受けることができることとされた。
- 2 公益法人等については、収益事業を行う場合は各事業年度の収益事業に係る所得について法人税が課税されることとなるところ、当該収益事業を行う資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」という。）が10億円以上である公益法人等が措置法第42条の12の5第1項の措置を適用するに当たり、マルチステークホルダー方針（給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する一定の事項をいう。）の公表要件の対象となる法人に該当するかどうかの判定基準である常時使用する従業員数が1,000人以上であるかどうかについても、収益事業の部門に従事している人数で判定すべきと考える向きもある。
しかしながら、収益事業の部門と収益事業以外の部門に従事している従業員とを区分することは現実的には困難な場面も少なくない。さらに、公益法人等の性格上、全ての従業員が全体としてその行う事業に貢献しているともいえる。
そこで、公益法人等に対する従業員数の基準の判定に当たっては、公益法人等の収益事業の部門に従事する従業員の数だけでなく、その全ての従業員の数により判定することを本通達において明らかにしている。
- 3 なお、大企業につき一定の要件を満たさない場合に研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除制度（以下「特定税額控除制度」という。）を適用できないこととする措置（措法42の13⑤）についても、「法人の事業年度終了の時ににおいて、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合」の特定税額控除制度の不適用措置の適用除外要件の見直しが行われており、この場合の「常時使用する従業員の数」についても同様となることから、措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係においても、措置法通達42の13-4（公益法人等の従業員の範囲）として同様の通達を新設している。